

扶桑町ごみ処理基本計画  
(改訂版)



令和7年3月改訂  
扶 桑 町

# 目次

I	計画策定の基本的事項	1
1.	計画策定の目的及び位置づけ	1
2.	計画の対象範囲	2
3.	計画の期間	2
4.	計画人口	3
4.1	将来人口の推移予測	3
4.2	計画人口の設定	3
II	ごみ処理の現状と課題	4
1.	扶桑町の位置と地勢	4
1.1	位置と地勢	4
2.	ごみ処理の現状	5
2.1	ごみ処理の流れ	5
2.2	ごみ収集の状況	6
2.3	ごみ排出量の推移	7
2.4	中間処理及び最終処分	9
(1)	中間処理施設の概要	9
(2)	中間処理量の推移	10
(3)	最終処分場の概要	10
2.5	可燃ごみの成分分析結果	11
2.6	資源ごみ収集の現状	12
2.7	集団回収の現状	12
2.8	減量目標値の達成状況	13
3.	将来のごみ量の予測	14
3.1	将来推計方法	14
3.2	将来推計結果	15
(1)	ごみ量の推計	15
(2)	ごみ量推計結果のまとめ	16
4.	課題	17
4.1	ごみの減量化・資源化に関する課題	17
4.2	収集運搬に関する課題	18
4.3	中間処理に関する課題	18
4.4	最終処分に関する課題	18
III	ごみ処理基本計画	19
1.	計画の方針	19
1.1	基本理念	19
1.2	計画の基本方針	19
2.	減量目標	20
2.1	目標年度	20

2.2	数値目標の設定	20
2.3	減量目標が達成された場合のごみ排出量	21
	(1) 家庭系ごみ排出量	21
	(2) 事業系ごみ排出量	21
3.	計画の施策	22
3.1	施策の体系	22
3.2	持続可能な社会に向けた意識改革	24
	(1) さまざまなメディア・イベントをとおしての啓発、情報発信	24
	(2) 環境教育、環境学習の推進	24
	(3) ごみ処理費用負担の適正化	24
	(4) ごみ減量化・資源化の啓発・情報発信基地の充実	24
3.3	ごみの発生抑制の推進	25
	(1) 住民の商品購入における取り組みの推進<家庭系ごみ>	25
	(2) 家庭生活における取り組みの推進<家庭系ごみ>	25
	(3) 事業所に対するごみ減量の指導強化<事業系ごみ>	25
3.4	ごみの資源化の推進	25
	(1) 生ごみの資源化の推進<家庭系ごみ>	25
	(2) 紙類、容器包装類等の資源化の推進<家庭系ごみ>	25
	(3) 生ごみの資源化の推進<事業系ごみ>	26
	(4) 循環資源の高度利用	26
	(5) 再生品の利用促進	26
	(6) 事業者への指導強化	26
3.5	ごみの適正処理体制の確保	27
	(1) 収集運搬	27
	(2) 中間処理	27
	(3) 最終処分	27
	(4) ごみ散乱防止計画	27
4.	ごみの処理体制	28
4.1	収集運搬計画	28
	(1) 収集運搬区域	28
	(2) 分別区分及び処理方法	28
4.2	中間処理計画	29
4.3	最終処分計画	29
5.	計画の推進	30
5.1	住民・事業者・行政の役割分担	30
	(1) 住民の役割	30
	(2) 事業者の役割	30
	(3) 行政の役割	31
5.2	計画の推進に向けた組織体制	32
	2) 廃棄物減量等推進員	32

(3) 広域処理体制の強化 .....	32
6. SDGs について .....	33
6.1 SDGs とごみ処理基本計画との関連について .....	33
(1) SDGs とごみ処理基本計画における住民・事業者の取組 .....	33
(2) SDGs とごみ処理基本計画における行政の取組 .....	33
IV 食品ロス削減推進計画 .....	34
1. 計画の策定 .....	334
1.1 計画策定の背景と目的 .....	334
1.2 計画の位置付け .....	34
1.3 計画期間 .....	35
2. 食品ロス発生の実況 .....	335
2.1 食品ロスの発生要因 .....	335
2.2 食品ロスの発生量 .....	36
(1) 全国及び愛知県の発生量 .....	336
(2) 扶桑町の発生量（推計） .....	337
(3) 意識調査 .....	336
3. 達成すべき目標策定 .....	40
3.1 食品ロス発生量の削減 .....	40
3.2 町民意識の醸成 .....	41
4. 施策の展開 .....	42
5. 計画の推進 .....	43
5.1 各主体の役割 .....	43
5.2 推進体制 .....	43

<注意事項>本表中の表の合計値は、四捨五入のため一致しないことがあります。

# I 計画策定の基本的事項

## 1. 計画策定の目的及び位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するものであり、環境基本法に基づく環境基本計画等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

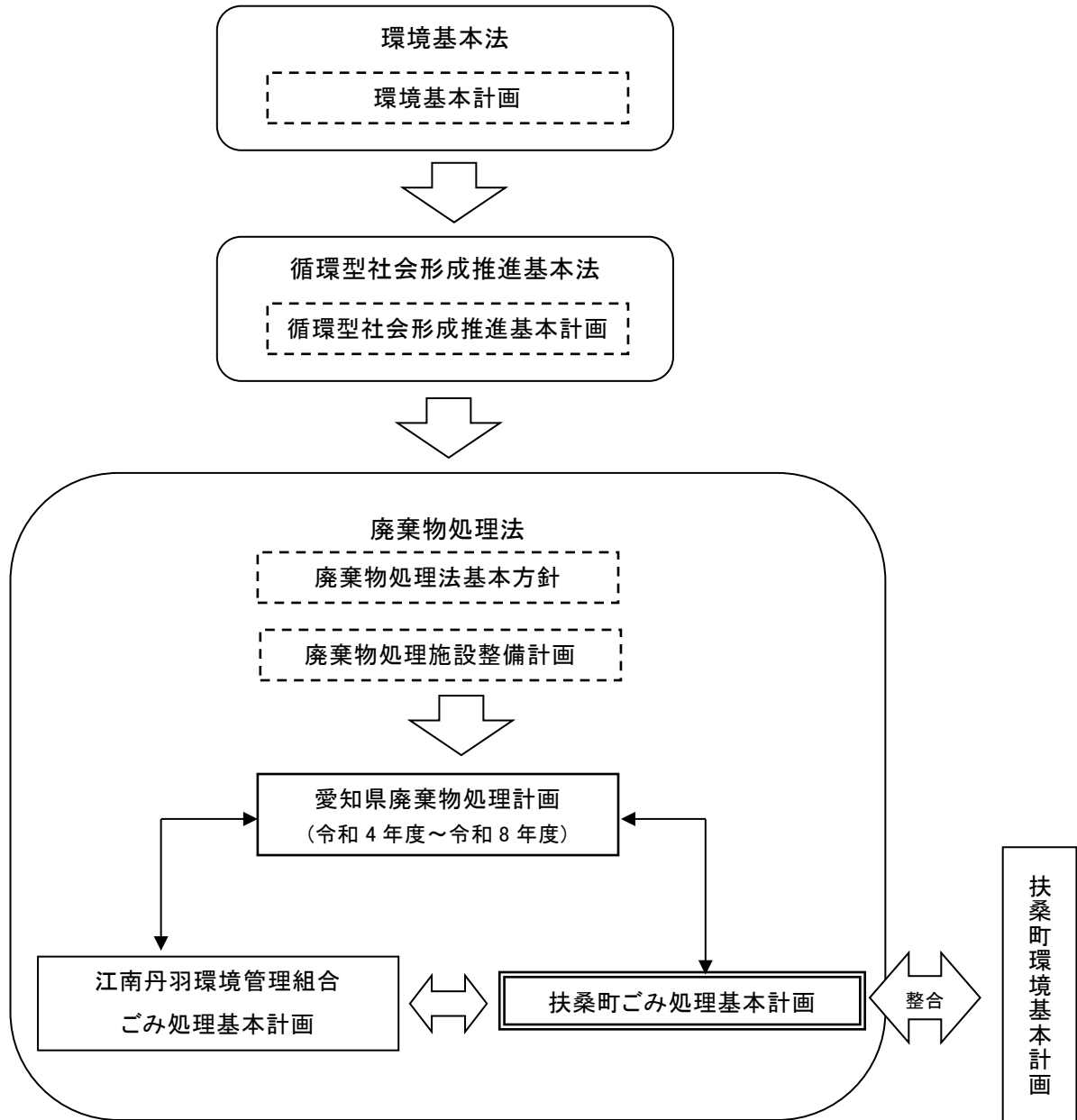


図 1.1 本計画の位置づけ

## 2. 計画の対象範囲

本計画の対象は一般廃棄物（ごみ）とします。（下図の太枠の範囲内）

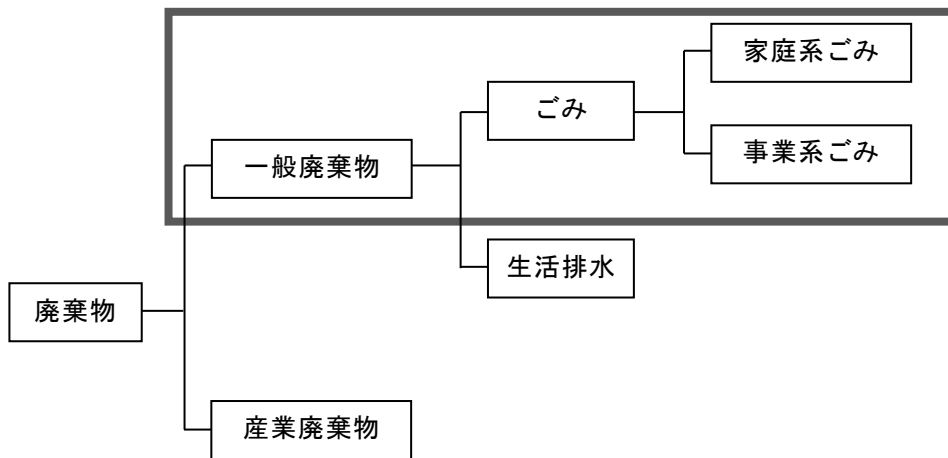


図 2.1 本計画の対象とするごみの範囲

## 3. 計画の期間

計画期間は令和 7 年度～令和 16 年度とし、令和 11 年度の間目標年度に計画の見直しを行います。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合は適宜見直しを行います。

## 4. 計画人口

### 4.1 将来人口の推移予測

将来人口を以下に示します。

令和5年度実績と比較して、扶桑町では徐々に人口の減少が見込まれます。

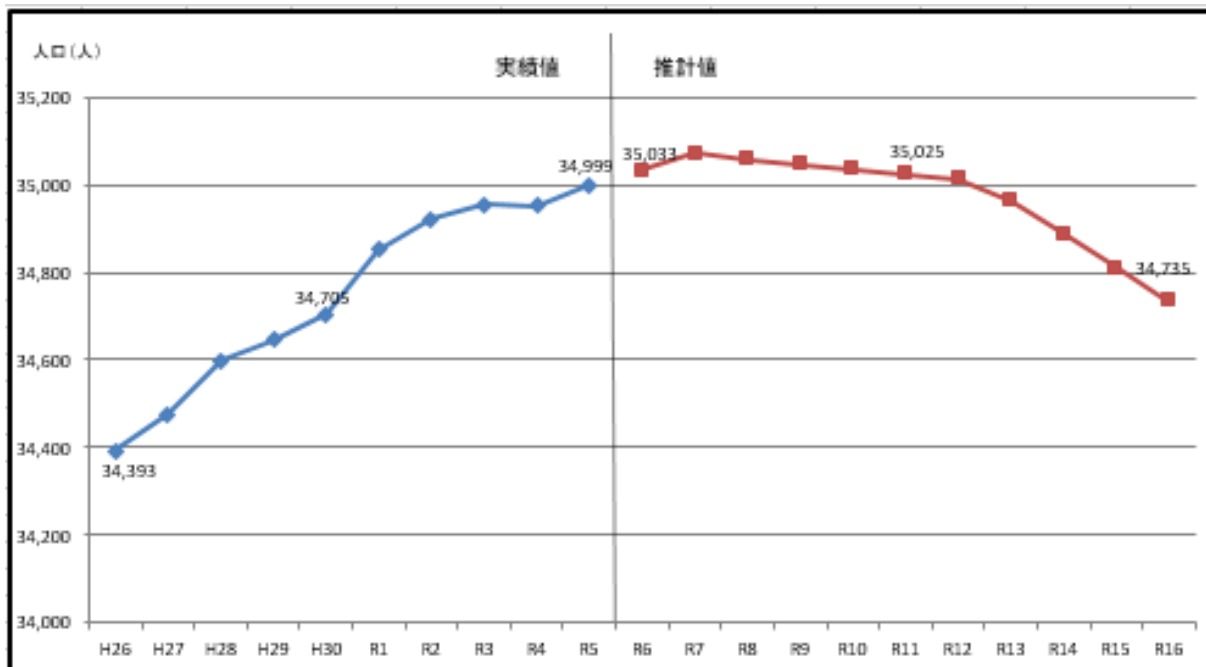


図 4.1 将来人口の推移

注 1) 実績値は計画収集人口（各年度の年度末人口）とした。

注 2) 推計値は、「第5次扶桑町総合計画後期基本計画(令和5年3月)」推計人口（住民記録による人口をもとにした人口推計結果）を使用した。

### 4.2 計画人口の設定

上記の将来人口に基づき、本計画の策定にあたって想定する計画人口は以下のとおりとします。

表 4.1 計画人口

年度		計画人口(人)
実績値	平成30年度	34,705
	令和5年度	34,999
目標年度推計値	令和16年度	34,735

## Ⅱ ごみ処理の現状と課題

### 1. 扶桑町の位置と地勢

#### 1.1 位置と地勢

扶桑町は愛知県の北西部に位置し、東は犬山市、西は江南市、南は大口町、北は木曾川を隔てて岐阜県各務原市に面しており、面積は 11.19km<sup>2</sup> です。土地はおおむね平坦で北部が高く、南部がやや低い地形をしており、濃尾平野の一部をなす田園地帯です。

町内には古墳もあり、古くから人が住んでいたようです。400 年ほど前の木曾川堤防がなかった時代には、木曾川はたびたび氾濫を起こし、祖先たちは水害と戦いながら必死に生き抜いていたのだらうと想像できます。

木曾川堤防の完成後は、時折水害にあいながらも繁栄し、江戸時代には尾張藩に属していました。明治 39 年に高雄村、山名村、豊国村、柏森村が合併して扶桑村となり、養蚕・生糸の集散地として発展し、昭和 27 年 8 月に町制を施行しました。

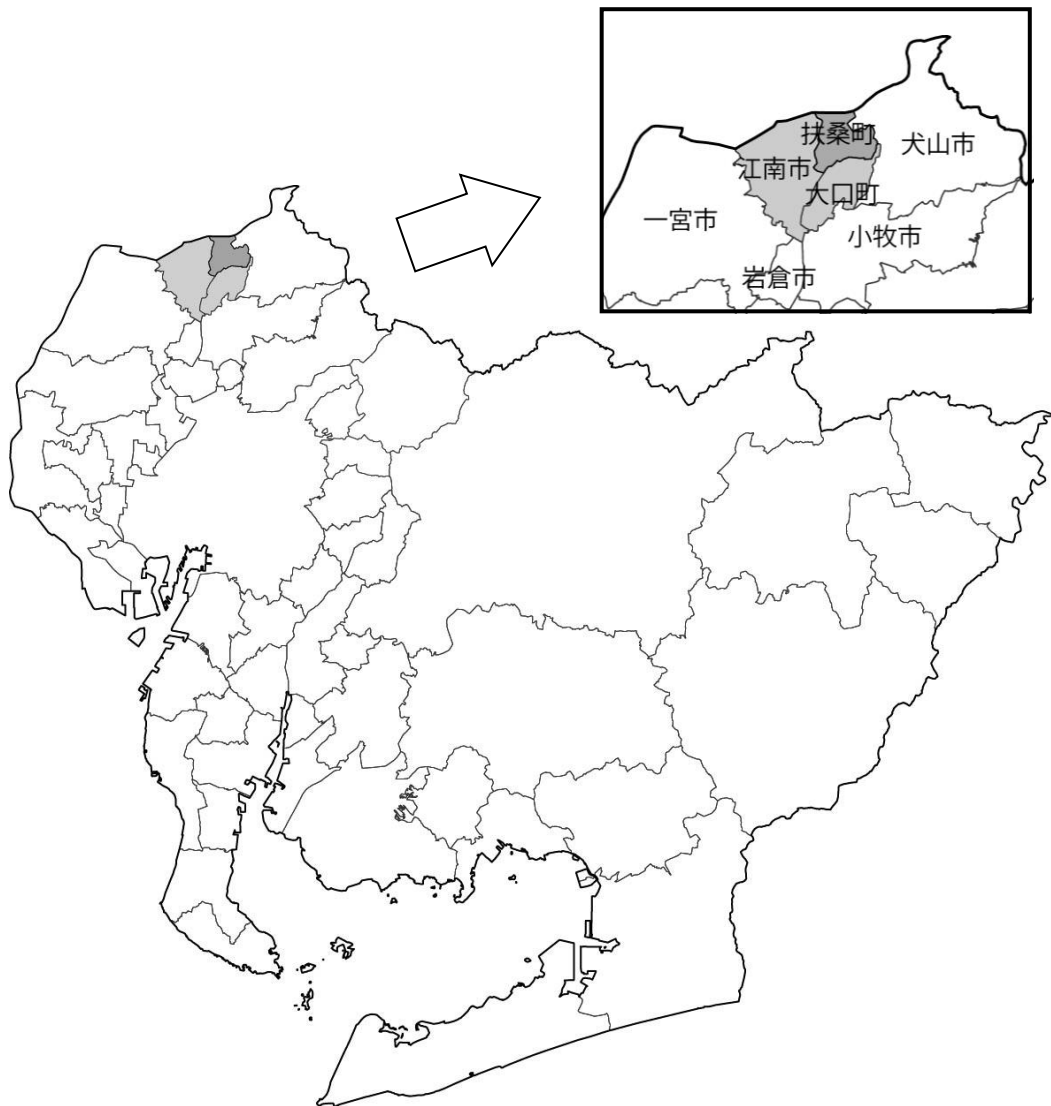


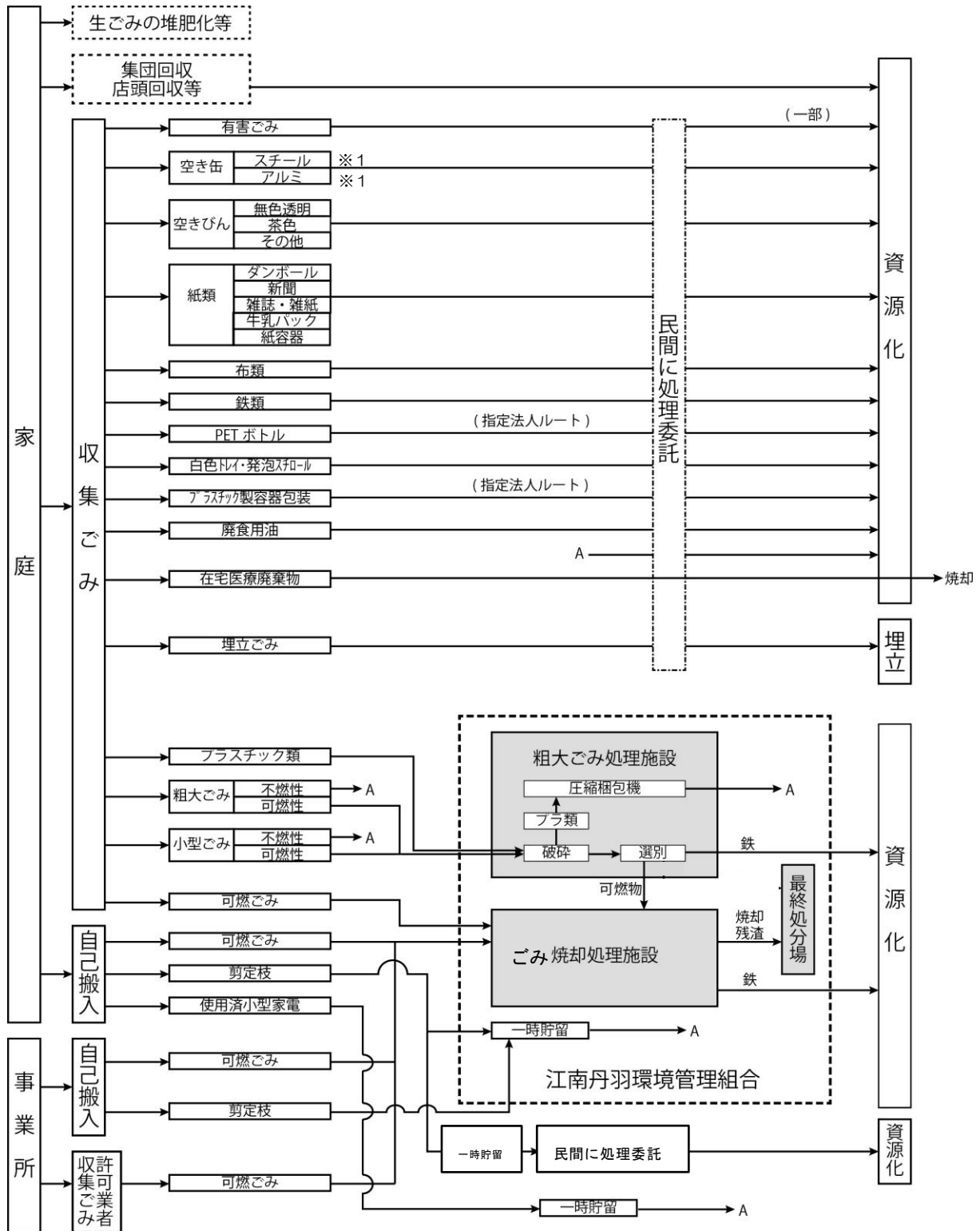
図 1.1 扶桑町の位置



## 2. ごみ処理の現状

### 2.1 ごみ処理の流れ

下図に扶桑町におけるごみ処理の流れを示します。



注) フロー中の矢印の後にあるAは、矢印の前にあるAとして処理される。

※1 スプレー缶は町で下処理分別等を行った上で民間業者に処理委託する

図 2.1 ごみ処理フロー

## 2.2 ごみ収集の状況

扶桑町における収集の状況は以下のとおりです。

表 2.1 扶桑町における収集の状況

区 分		収集回数	排出先	排出方法
可燃ごみ		週 2 回	収集ルート	指定袋に入れて収集ルートの決められた場所に出す
資源ごみ	空き缶※	月 1 回	地区集積所	スチール缶、アルミ缶の別に指定容器に入れる スプレー缶は中身が空になったことを確認し指定容器に入れる（穴開けは不要）
	空きびん※			無色透明、茶色、その他の別に指定のかごに入れる
	紙類※			新聞紙、雑誌・雑紙の別に紐を外し、指定容器に入れる ダンボールは紐でしばって出す
	紙類(牛乳パック・紙容器)※	2ヶ月毎の指定日	中央公民館・各学供・総合体育館・老人憩の家・サングリーンハウス	指定の容器に入れる
		開庁・開館日	役場・総合福祉センター	
	廃食用油※	月 1 回	地区集積所	指定の容器に入れる
	古着※			ビニール袋に入れて出す
	刃物類※			そのまま指定の容器へ
	鉄類（刃物類以外の金属）※			そのまま出す
	PET ボトル※			透明・その他に分けて指定の網袋に入れる
	白色トレイ・発泡スチロール※			指定の網袋に入れる
	テープ類（カセット・ビデオ）※			指定のボックスに入れる
	プラスチック製容器包装※			指定の袋に入れる
	廃プラスチック※			指定の袋に入れる
	小型ごみ（傘・60 cm未満の電化製品等）※			月 1 回
剪定枝	適宜	資源ごみ回収拠点	長さ 60 cm未満に切り分けて出す。直径 15 cm未満に限る	
使用済み小型家電	開庁・開館日	役場・総合体育館・総合福祉センター	指定の容器に入れる	
埋立ごみ（陶磁器・ガラス・乳白色化粧びん）※	月 1 回	地区集積所	指定のボックスに入れる	
有害ごみ（乾電池・蛍光管・水銀のついた体温計）※			指定のボックスに入れる	
粗大ごみ	申込制	各家庭先	処理券を貼って出す	
在宅医療廃棄物	月 2 回	役場	指定の容器に入れる	

※については、資源ごみ回収拠点でも回収しています。

## 2.3 ごみ排出量の推移

下表に扶桑町のごみ排出量の推移を示します。

家庭系ごみは、減少傾向を示しています。

集団回収量は徐々に減少し、令和5年度は平成26年度の約3割まで減少しています。

事業系ごみは、ほぼ横ばいに推移しています。

家庭系ごみの内訳を見ると、可燃ごみは徐々に減少しています。埋立ごみと粗大ごみは、ほぼ横ばいに推移しています。資源ごみも、徐々に減少しています。

表 2.2 扶桑町のごみ排出量の推移

単位:t

扶桑町		ごみ排出量の推移									
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口(人)		34,393	34,477	34,599	34,647	34,705	34,852	34,920	34,955	34,952	34,999
家庭系	可燃ごみ	5,473	5,502	5,416	5,388	5,313	5,354	5,363	5,308	5,320	5,177
	埋立ごみ	85	82	75	76	85	82	88	114	68	79
	粗大ごみ	201	201	231	275	272	195	364	198	195	172
	うち可燃	123	118	159	210	195	177	337	169	167	143
	うち不燃	78	83	72	65	77	18	27	29	28	29
	資源ごみ	1,307	1,268	1,204	1,178	1,235	1,198	1,300	1,224	1,209	1,201
	家庭系合計	7,067	7,053	6,925	6,917	6,904	6,829	7,115	6,844	6,792	6,629
事業系ごみ(可燃のみ)		1,651	1,482	1,576	1,537	1,603	1,764	1,514	1,523	1,603	1,624
集団回収		596	558	483	436	412	380	248	243	242	185
総合計		9,314	9,093	8,985	8,890	8,919	8,973	8,878	8,609	8,637	8,438

注)有害ごみ(乾電池等)は資源ごみに含まれる。H30年度より資源ごみ回収拠点の剪定枝の回収量を資源ごみに算入。

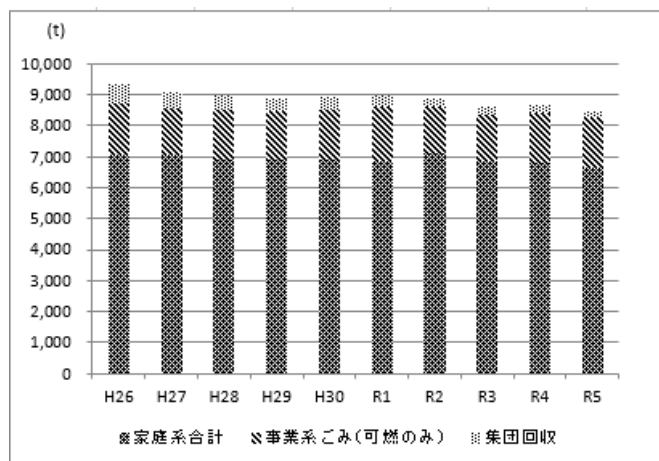


図 2.2 ごみ排出量の推移

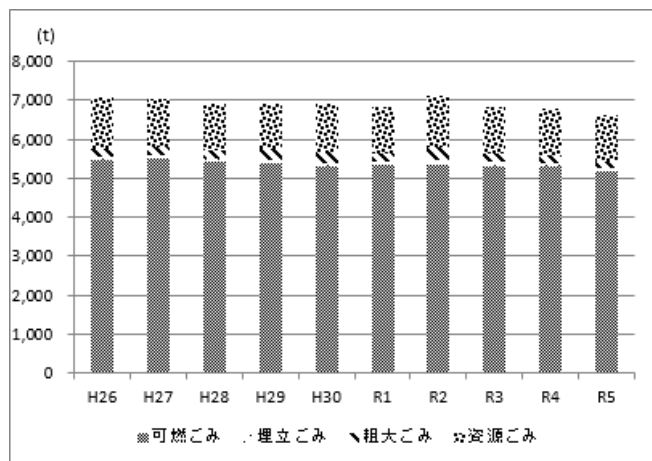


図 2.3 家庭系ごみの推移

扶桑町の 1 人が 1 日あたり排出する資源を含むごみの量は、総排出量は家庭系・事業系ともに平成 26 年度をピークとしてその後減少しており、令和 5 年度はそれぞれ 659g/人・日、127g/人・日となっています。

このうち、可燃、資源を除く家庭系のごみの量はほぼ横ばいに推移し、令和 5 年度は 424g/人・日となっています。

表 2.3 扶桑町の 1 人 1 日排出量の推移

		単位:g/人・日									
扶桑町		1人1日排出量の推移									
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総排出量(集団回収含む)		742	723	710	703	704	703	697	675	665	659
家庭系	総量(資源ごみ含む)	563	560	547	547	545	535	558	536	531	518
	総量(資源ごみ含まない)	459	460	452	454	448	441	456	440	436	424
	可燃ごみ	436	437	428	426	419	420	421	416	417	404
	埋立ごみ	7	6	6	6	7	6	7	9	5	6
	粗大ごみ	16	16	18	22	21	15	29	16	14	13
	資源ごみ	104	101	95	93	97	94	102	96	95	94
事業系ごみ(可燃のみ)		132	118	124	122	127	138	119	119	115	127
集団回収		47	44	38	34	33	30	19	19	19	14

注) 1 人 1 日排出量の算出は、以下の式を用いる。

$$1 \text{ 人 } 1 \text{ 日あたり排出量(g/人・日)} = \frac{\text{該当するごみの年間排出量(t)} \times 10^6}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$$

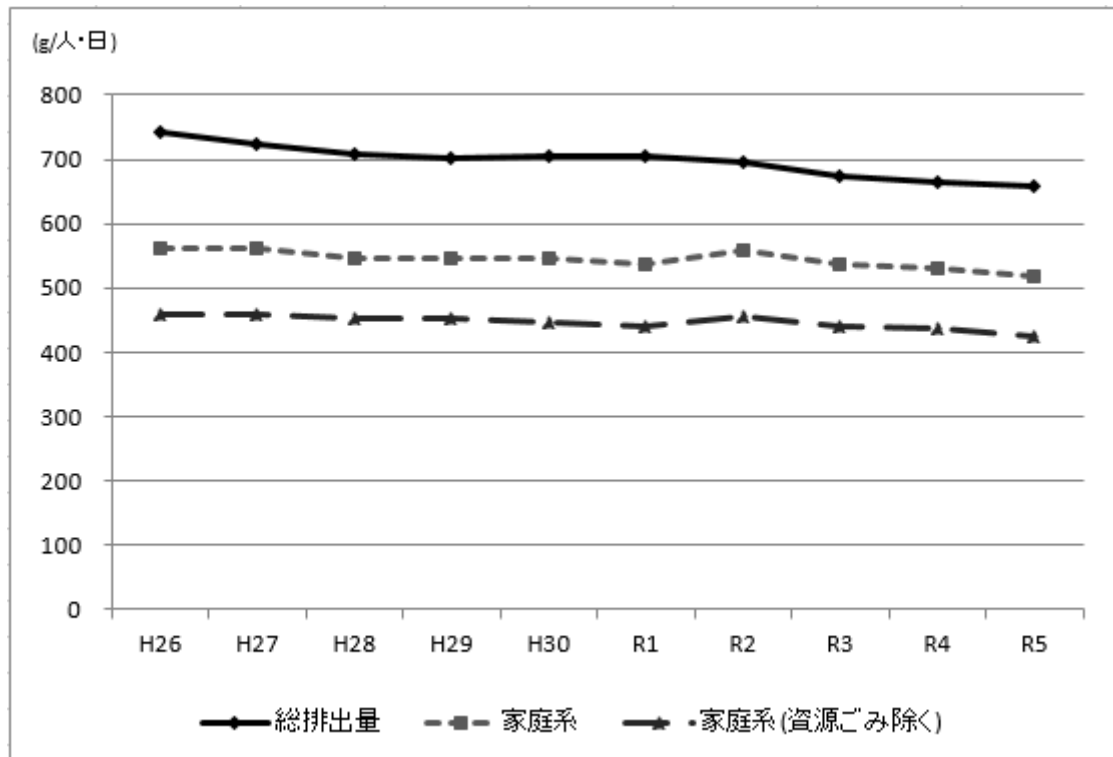


図 2.4 1 人 1 日あたり排出量の推移

## 2.4 中間処理及び最終処分

### (1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は以下のとおりです。

表 2.4 中間処理施設の概要

項目	ごみ焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
施設名称	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター ごみ焼却処理施設	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター ごみ焼却処理施設
所在地	大口町河北一丁目 131 番地	
竣工	昭和 57 年 10 月 30 日	昭和 57 年 3 月 31 日
敷地面積	33,095 m <sup>2</sup> (最終処分場 14,530 m <sup>2</sup> を含む)	
施設面積	建物延床面積 5,529 m <sup>2</sup> (粗大ごみ処理施設含む)	
処理能力	150 t / 24 時間 (75 t / 24 時間 × 2 炉)	30 t / 5 時間
処理方式	全連続燃焼式 旋回流型流動床式焼却炉 (※1)	堅型スウィングハンマ式 (※2)

江南丹羽環境管理組合環境美化センターの施設老朽化に伴い、犬山市を加えた江南市、大口町、扶桑町の 2 市 2 町で構成される尾張北部環境組合により、江南市中般若町北浦地内にて新ごみ処理施設の建設が進められています。

表 2.5 新設中間処理施設の概要

項目	ごみ焼却処理施設	不燃・粗大ごみ処理施設
施設名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設	マテリアルリサイクル推進施設
所在地	江南市中般若町北浦地内	
敷地面積	約 30,000 m <sup>2</sup>	
施設面積	建物延床面積約 16,000 m <sup>2</sup>	
処理能力	194 t / 24 時間 (97 t / 24 時間 × 2 炉)	14 t / 5 時間
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式焼却炉 (※3)	堅型リンググラインダ式 (※4) + 二軸低速回転式 (※5)

※1 砂を入れた炉の内部へ下部から空気を送り、砂が流動状態になったところにごみを投入して燃やす焼却炉の方式。ごみと砂の伝熱効率が高く、生ごみなど含水率の高いものでも燃焼効率が良く、燃焼時間も早いといった特性をもつ。

※2 上部から粗大ごみを投入し、落下する間に数段のハンマによって破碎する方式。

※3 ストーカ（火格子）の動きによって、ごみを攪拌・搬送してごみを燃やす仕組み。ストーカの下から加熱した空気を送り込んでおり、ストーカの動く早さや空気の温度や量を調節することで、燃焼を制御する。運転開始時と停止時以外は、燃料を必要としない。

※4 リング状のグラインダを用いてすりつぶし効果で破碎する方式

※5 平行して設けられた回転軸相互の切断刃でせん断して破碎する方式

## (2) 中間処理量の推移

下図に中間処理量（焼却処理量）の推移を示します。

焼却処理量は、年間 35,000t 前後で推移していましたが令和元年度をピークに少しずつ減少しています。

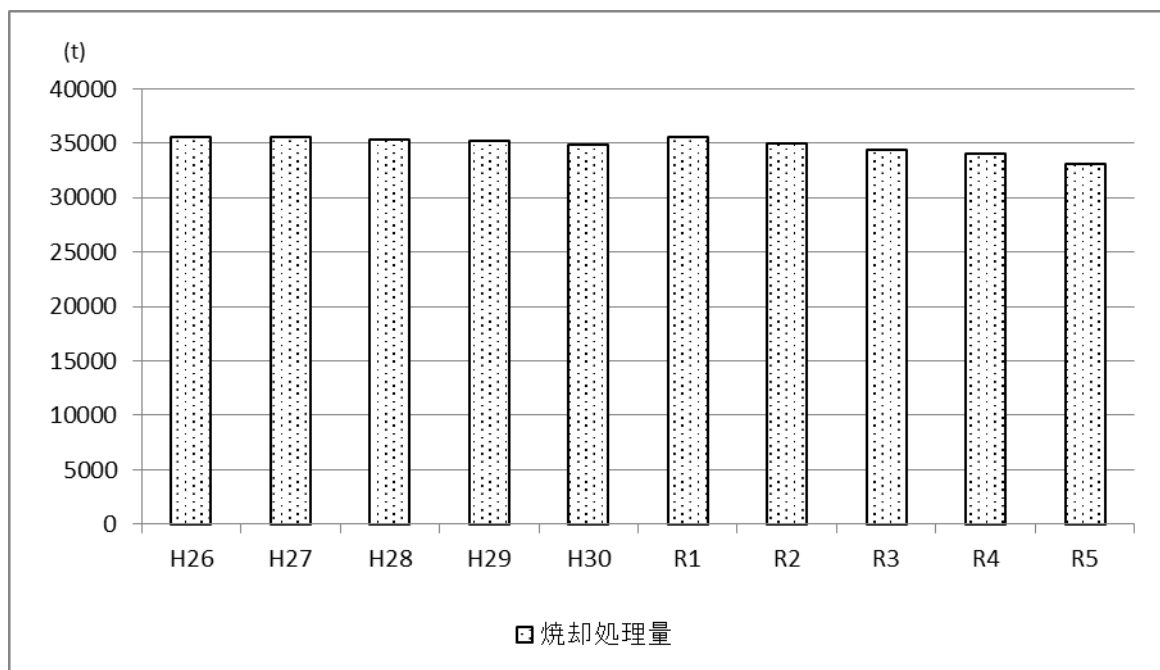


図 2.5 中間処理（焼却処理）量の推移

## (3) 最終処分場の概要

江南丹羽環境管理組合の最終処分場の概要は以下のとおりです。江南丹羽環境管理組合の最終処分場には中間処理施設から発生した焼却灰及び固化灰の一部を埋め立てています。

表 2.5 最終処分場の概要

施設名称	江南丹羽環境管理組合 最終処分場
所在地	大口町河北一丁目 131 番地
竣工	平成 3 年 5 月 20 日
敷地面積	33,095 m <sup>2</sup> （最終処分場 14,530 m <sup>2</sup> を含む）
施設面積	埋立面積 9,980 m <sup>2</sup>
処理能力	32,300 m <sup>3</sup> （埋立容積） 40 m <sup>3</sup> /日（浸出水処理能力）
処理方式	準好気性埋立（サンドイッチ方式）（※1）

※1 埋立地の底部に集排水管を配置し、進出水をできるだけ早く外部に排除するとともに、外気との温度差を利用して、空気を集排水管経由で埋立地内に流入させることで、廃棄物の好気性分解を促し、集水の段階で浸出水の浄化を図る方式。現在日本では標準の方式となっている。

## 2.5 可燃ごみの成分分析結果

江南丹羽環境管理組合ではごみの成分分析を定期的に行っています。令和 5 年度の年平均の成分分析結果を見ると、湿ベース（※1）では紙・布類と厨芥類で 7 割弱を占めています。

厨芥類は、湿ベースでは 34.8%を占めていますが、乾ベース（※2）では 21.2%に減少することから、水切り・乾燥等によって生ごみに含まれる水分の減少を推奨することで、処理量の低減に結びつくことが示唆されます。また、紙・布類は湿ベース、乾ベースともに 3 割強を占めていることから、資源となる紙・布類がまだ含まれている可能性があること、今後も引き続き紙類の資源化の取り組みを継続して行うことで資源化される可能性があることがうかがえます。

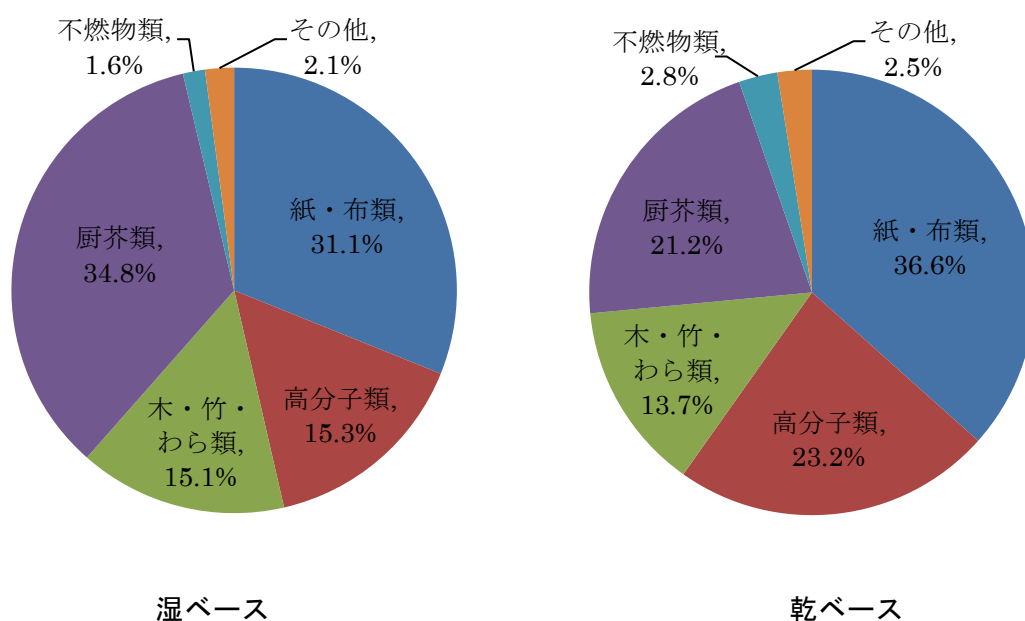


図 2.6 可燃ごみの成分分析結果（令和 5 年度平均値）

※1 ごみを採取したままの状態での測定値

※2 ごみを乾燥させた後の状態での測定値

## 2.6 資源ごみ収集の現状

扶桑町の資源ごみ排出量は、平成 26 年度の 1,307t から令和 5 年度の 1,201t へ、増減しながら全体的に減少傾向にあります。

表 2.6 扶桑町の資源ごみ排出量の状況

扶桑町	資源ごみ排出量の推移									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
紙類	312	263	233	216	203	205	228	223	205	178
古着	28	21	18	16	14	17	28	26	20	19
空き缶類	37	36	41	38	38	37	39	37	35	33
鉄類(金属類)	30	30	40	41	51	45	55	48	33	32
空きびん類	156	155	149	145	138	133	139	105	125	125
ペットボトル	33	34	24	23	24	25	27	27	27	29
容器包装プラスチック類	131	132	125	123	125	127	141	140	137	133
廃プラスチック類	281	276	256	257	274	272	311	290	270	257
有害ごみ	12	11	11	11	11	11	9	8	5	14
廃食用油	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
剪定枝	285	303	303	304	354	322	319	316	348	380
合計	1,307	1,268	1,204	1,178	1,235	1,198	1,300	1,224	1,209	1,201

注) H30 より堤外の剪定枝を集計に加算している。

## 2.7 集団回収の現状

扶桑町の集団回収は、平成 26 年度の 597t から令和 5 年度の 185t へ、補助団体数も平成 26 年度の 36 団体から令和 5 年度の 23 団体へ、減少する傾向にあります。

表 2.7 扶桑町の集団回収の状況

区分	項目	集団資源回収量の状況									
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
補助対象	ダンボール	85	81	65	64	63	56	32	33	35	28
	新聞紙	300	287	257	224	207	190	100	89	87	65
	雑誌・雑紙	160	148	127	114	110	101	98	102	98	76
	小計	545	516	449	402	380	347	230	224	220	169
	布類	49	41	32	32	30	30	17	18	19	14
	アルミ缶	2	2	2	2	2	3	1	1	2	1
	小計	596	559	483	436	412	380	248	243	241	184
補助対象外	牛乳パック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		597	560	484	437	413	381	249	244	242	185
補助団体数(団体)		36	37	37	32	31	32	23	25	26	23
団体助成金(千円)		184	169	194	111	72	128	332	159	139	102



## 2.8 減量目標値の達成状況

平成 27 年 3 月に策定し、令和 2 年 3 月に改訂したごみ処理基本計画（改訂版）では、目標年度（令和 6 年度）における減量目標値を定めています。

下表に令和 5 年度における減量目標値及び実績値、その達成状況について示します。なお、扶桑町では減量目標値は下線を引いた 1 人 1 日あたり排出量とし、総排出量は参考値としたため、目標値の達成状況は 1 人 1 日あたり排出量についてのみ示しました。

扶桑町では、家庭系ごみについて減量目標値を達成しています。

表 2.8 減量目標値の達成状況

項目		減量目標値	
（資源ごみ除く） 家庭系ごみ	R5 目標値	総排出量	5,680 t /年
		1 人 1 日あたり排出量	<u>450 g /人・日</u>
	R5 実績値	総排出量	5,429 t /年
		1 人 1 日あたり排出量	<u>424 g /人・日</u>
	達成 状況	総排出量	
		1 人 1 日あたり排出量	達成
事業系ごみ	R5 目標値	総排出量	1,471 t /年
		1 人 1 日あたり排出量	<u>117 g /人・日</u>
	R5 実績値	総排出量	1,624 t /年
		1 人 1 日あたり排出量	<u>127 g /人・日</u>
	達成 状況	総排出量	
		1 人 1 日あたり排出量	未達成

### 3. 将来のごみ量の予測

#### 3.1 将来推計方法

扶桑町から発生するごみを発生源別に家庭系ごみ（集団回収を含む）と事業系ごみに分類し、それぞれについて平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の実績を基に、将来のごみ量について検討を行いました。

家庭系ごみと集団回収については、人口の増加により単純にごみ量も増加するため、人口増加の要因を排除した 1 人 1 日あたりの排出量の実績を基にトレンド推計（※1）を行いました。なお、集団回収で排出されている紙類、布類等は、資源ごみとしても回収されており、回収日のタイミングや回収場所までの距離等、様々な条件で資源ごみとして排出される可能性もあることから、家庭系ごみ（可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）と集団回収量の合計値について、推計を行いました。ごみ種類別の排出量の推計については、家庭系の可燃ごみについて上記の合計値と同様に推計を行い、その他（埋立ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び集団回収量）は、過去 5 年間の平均的な割合で配分しました。

事業系ごみについては、事業活動の状況によりごみ量の変動するため、人口や事業所数、従業員数等の指標と単純な相関関係にはありません。そのため、事業系ごみについては、総量に対してトレンド推計を行いました。

下図に将来推計方法のイメージを示します。

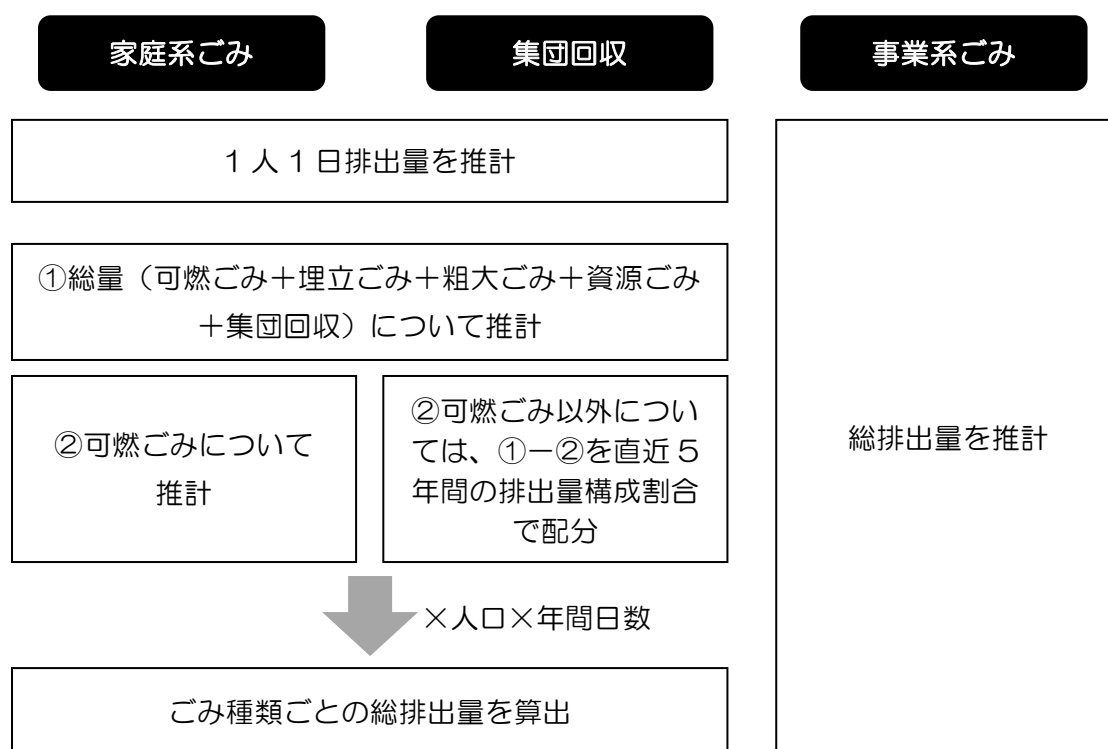


図 3.1 ごみ排出量の将来推計方法のイメージ

※1 過去の経年データから傾向線式（回帰）を算出し、これに将来年次を入れて推計する方法。

### 3.2 将来推計結果

#### (1) ごみ量の推計

扶桑町のごみ排出量及び排出原単位（※1）の推計結果を示します。家庭系ごみは人口の減少に伴いゆるやかに減少します。内訳としては、可燃ごみ及び資源ごみの減少が影響しています。事業系ごみはほぼ横ばいに推移します。

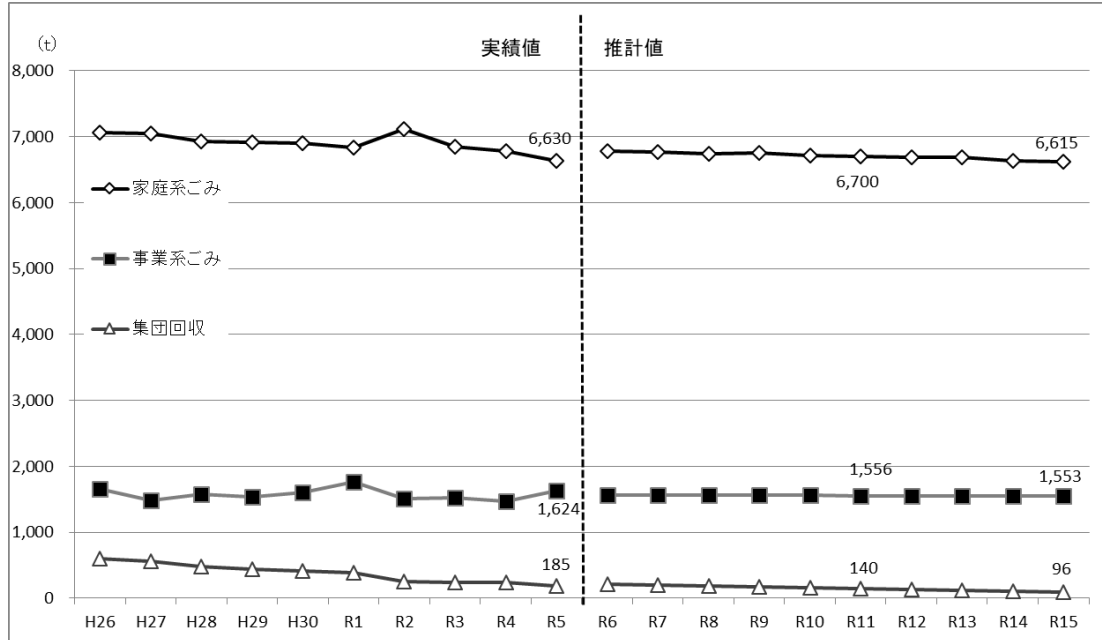


図 3.2 扶桑町のごみ排出量の将来推計

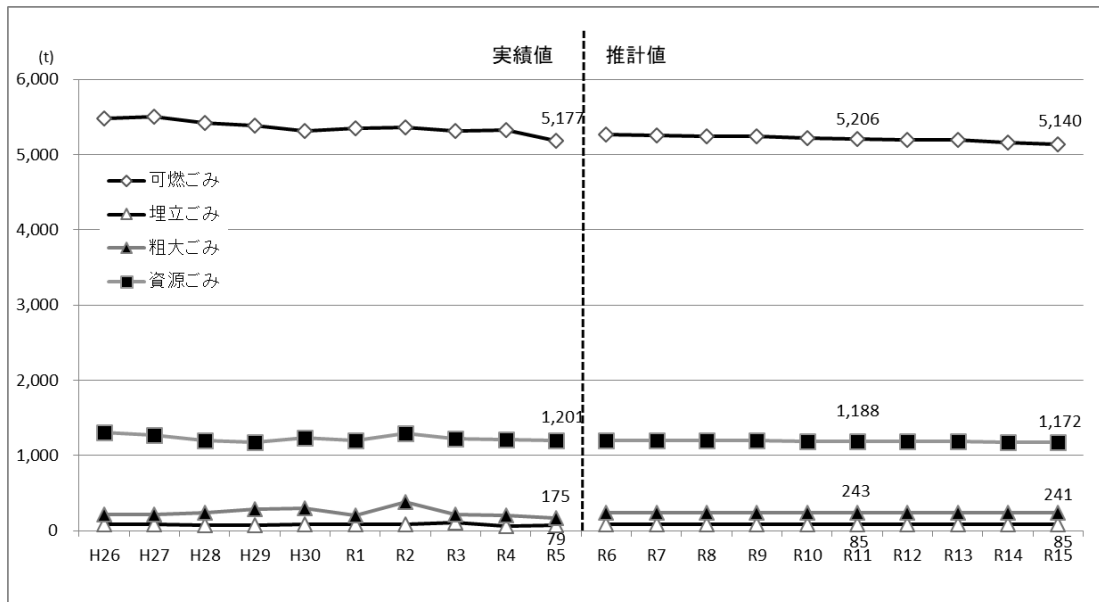


図 3.3 扶桑町の家系ごみ排出量の将来推計

※1 住民 1 人が 1 日あたりに排出するごみの量のこと。年間のごみ量の値を人口及び年間日数で除して算出される。

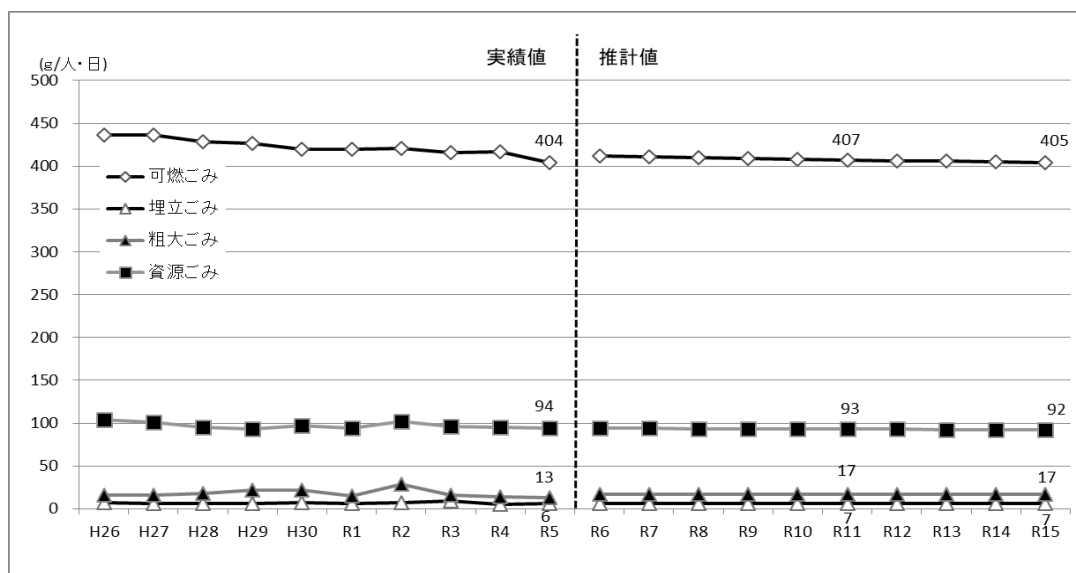


図 3.4 扶桑町の家庭系ごみ排出原単位の将来推計

(2) ごみ量推計結果のまとめ

目標年次の扶桑町におけるごみ排出量及び排出原単位の推計結果は以下のとおりです。

単位：t

排出総量		家庭系ごみ				合計	事業系ごみ	集団回収
		可燃ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ	資源ごみ			
現況	R5	5,177	79	172	1,201	6,630	1,624	185
中間目標年度	R11	5,206	85	221	1,188	6,700	1,556	140
目標年度	R16	5,121	84	219	1,167	6,591	1,552	87

<参考>

単位：g/人・日

排出総量		家庭系ごみ				合計	事業系ごみ	集団回収
		可燃ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ	資源ごみ			
現況	R5	404	6	13	94	518	127	14
中間目標年度	R11	407	7	17	93	524	122	11
目標年度	R16	404	7	17	92	520	122	7

## 4. 課題

### 4.1 ごみの減量化・資源化に関する課題

●ごみの減量に向けた取り組みを一層推進する必要がある。

近年のごみ減量に向けた取り組みにより、扶桑町のごみ（資源ごみを含む）の排出量、1人1日あたりの排出量はともに減少する傾向にあります。ただし、今後は減量のスピードが鈍ってくると考えられること、特に事業系ごみに関しては今後の経済の動向によって増加する可能性もあることから、今後も減量化、資源化に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

●ごみの発生抑制・減量の手段を普及する必要がある。

令和5年度に実施した住民意識調査結果より、ごみに対する関心は高く、中でも食品ロスの削減やごみの分別・リサイクルの割合は高くなっています。

関心の高い食品ロスに対する取組として「食材を無駄にしないようにちょうどいい量を購入する」などの発生抑制行動や、発生した生ごみに対する減量行動「生ごみの水切りをする」「コンポスト等を活用する」、余った食品をフードドライブに提供するなど、ごみの発生抑制・減量を図るため、さまざまな取り組みを推進していく必要があります。

●資源の分別排出に向けた情報提供及び環境の整備を行う必要がある。

分別排出が進んできていますが、可燃ごみの成分分析結果を見ると、紙・布類が4割程度占めており、可燃ごみの中に、まだ資源化可能な紙類が多く含まれている可能性があります。より適切に分別していただくために、広報紙やホームページ、あるいは衛生委員を通じた地区回覧等でより詳しく情報提供を行うとともに、排出環境の整備についても取り組む必要があります。

●事業系ごみの減量、資源ごみの分別排出を促進する必要がある。

前計画期間では、事業系ごみの排出量が横ばいで推移しています。事業者の増加も見込まれることから、事業者に対してごみの減量や資源の分別排出に関して情報提供、要請等を行う必要があります。

## 4.2 収集運搬に関する課題

### ●住民の年齢構成や世帯構成の変化を考慮したごみ処理体系を検討する必要がある。

扶桑町では、団塊の世代と団塊ジュニアの世代が多い年齢構成となっています。今後10年間を考えた場合、団塊の世代が後期高齢者となり、後期高齢者のみの世帯が大きく増加し、それとともにごみの排出が困難な世帯が増加することが考えられます。また、核家族化の進展や共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化に伴い、資源ごみ排出の際の立会等の担い手が不足することも考えられます。そのため、今後の住民の年齢構成や世帯構成の変化を考慮して、今後のごみ処理体系を検討していく必要があります。

## 4.3 中間処理に関する課題

### ●中間処理施設の適正な維持管理に努める必要がある。

現在、本町と江南市、犬山市、大口町の2市2町で新ごみ処理施設の建設を進めており、新施設は令和10年度から稼働する予定です。新施設の稼働までの間、現在稼働しているごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設について、適切な維持管理に努める必要があります。

### ●事業系ごみの処理不適物等に対する指導を行う必要がある。

資源化の推進や処理不適物の混入防止のために、排出事業者や許可業者に対する分別指導を引き続き行う必要があります。

### ●焼却処理量をさらに削減する必要がある。

近年の資源化の推進やごみの発生抑制により、焼却処理量は徐々に減少する傾向にありますが、最終処分量を低減するため、さらなる焼却処理量の減少を図る必要があります。

## 4.4 最終処分に関する課題

### ●最終処分量の低減を図る必要がある。

埋立ごみ等は、民間の最終処分場で埋め立てられており、これらの施設への最終処分量を減らす必要があります。

## Ⅲ ごみ処理基本計画

### 1. 計画の方針

#### 1.1 基本理念

国は令和 6 年 8 月に「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環経済への移行を全面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献することにより将来世代の未来につなげる、循環経済を国家戦略としました。5 つの柱（重点分野）を「1.循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「2.資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「3.多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」「4.資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」「5.適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を設定しています。

扶桑町では、資源循環型社会の形成をするため「持続可能な社会の実現化」を基本理念として掲げ施策を実施してきました。今計画でもこの基本理念を踏襲し、循環社会の実現に住民・事業者・行政が一丸となって課題解決に取り組んでまいります。

計画の基本理念

### 持続可能な社会の実現化

～資源を大切にし、持続可能なまちの実現～

#### 1.2 計画の基本方針

計画の基本理念を達成するための基本方針は、前計画と同様に以下のように定め、計画を推進することとします。

1. 持続可能な社会に向けた意識改革
2. ごみの発生抑制の推進
3. ごみの資源化の推進
4. ごみの適正処理体制の確保

## 2. 減量目標

### 2.1 目標年度

目標年度は、本計画の目標年次である令和 16 年度とし、中間年度である令和 11 年度を中間目標年度とします。

### 2.2 数値目標の設定

扶桑町の減量目標値は、家庭系ごみ及び事業系ごみについて、下表のとおり設定します。

目標値設定項目	実績値 令和元年度	実績値 令和5年度	中間目標年度 令和11年度	目標年度 令和16年度
<b>家庭系ごみ（資源ごみを除く）</b>				
1人1日あたりの 排出量	445 g/人・日	424 g/人・日	424 g/人・日	412 g/人・日
参考) 総排出量	5,618 t/年	5,429 t/年	5,416 t/年	5,217 t/年
目標値設定の考え方： 紙類の資源化及び厨芥類の減量の取り組みにより、目標年度で推計排出量より-5%とする				
<b>事業系ごみ</b>				
1人1日あたりの 排出量	126 g/人・日	127 g/人・日	119 g/人・日	115 g/人・日
参考) 総排出量	1,586 t/年	1,624 t/年	1,518 t/年	1,462 t/年
目標値設定の考え方： 紙類の資源化の取り組みにより、目標年度で推計排出量より-5%とする				



## 2.3 減量目標が達成された場合のごみ排出量

減量目標が達成された場合の扶桑町のごみ排出量のイメージを以下に示します。

### (1) 家庭系ごみ排出量

減量目標が達成された場合、家庭系ごみは、以下のように推移します。

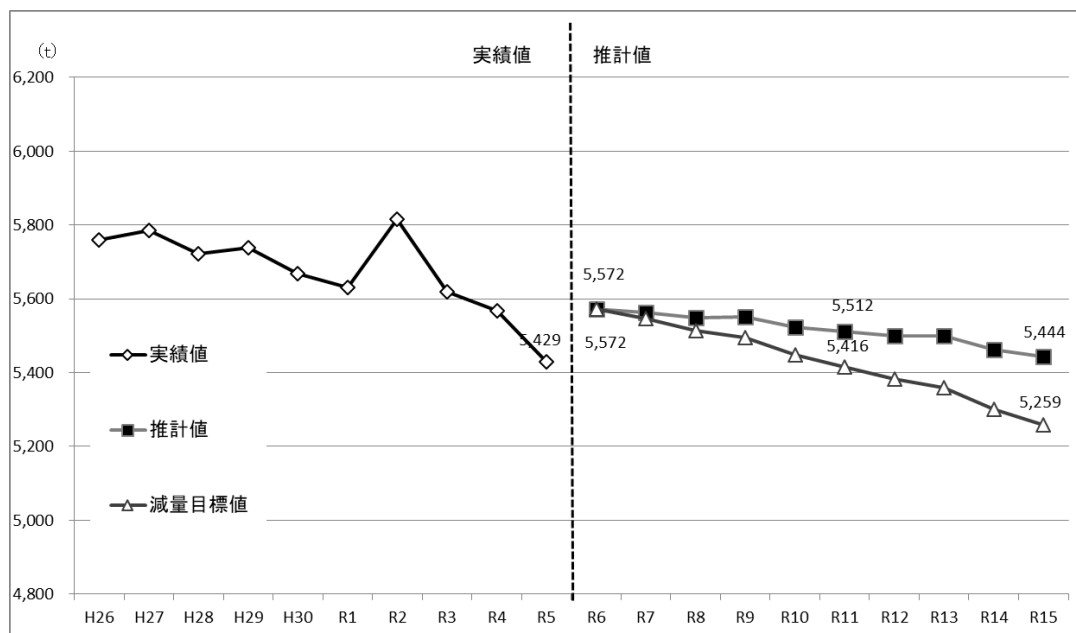


図 2.1 家庭系ごみの減量目標達成時の推移 (イメージ)

### (2) 事業系ごみ排出量

減量目標が達成された場合、事業系ごみは、以下のように推移します。

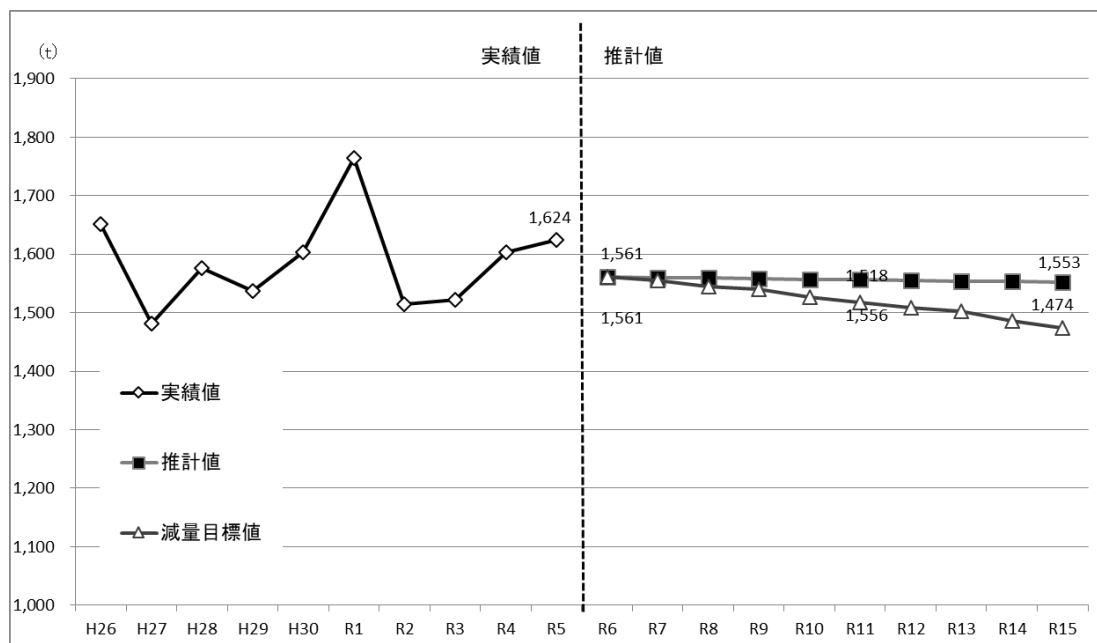


図 2.2 事業系ごみの減量目標達成時の推移 (イメージ)

### 3. 計画の施策

#### 3.1 施策の体系

施策の体系は以下のとおりとします。

<b>●持続可能な社会に向けた意識改革</b>	
(1)さまざまなメディア・イベントをとおしての啓発、情報発信	
1) 広報紙、回覧版、ホームページ等による啓発、情報発信	
2) 施設見学会等の開催	
3) ごみ減量説明会(出前講座)の開催	
4) 事業所向け手引書の作成	
(2)環境教育、環境学習の推進	
1) 廃品再利用コンテストの開催	
2) 小学生向け副読本の作成	
(3) ごみ処理費用負担の適正化	
1) 事業系ごみの処理手数料の適正化	
(4)ごみ減量化・資源化の啓発・情報発信基地の充実	
1) 収集・啓発・情報発信拠点の整備	
<b>●ごみの発生抑制の推進</b>	
(1)住民の商品購入における取り組みの推進<家庭系ごみ>	
1) レジ袋の削減	
2) リサイクル推進協力店制度の加入店の拡大	
(2)家庭生活における取り組みの推進<家庭系ごみ>	
1) 不用品交換情報等の広報掲載	
2) エコクッキングの推進	
3) フリーマーケット IN ふそう会への支援	
(3)事業所に対するごみ減量の指導強化<事業系ごみ>	
1) 多量排出事業者に対するごみ減量化計画作成・提出の指導	
<b>●ごみの資源化の推進</b>	
(1)生ごみの資源化の推進<家庭系ごみ>	
1) 生ごみ処理機等設置への補助	
2) 家庭でできた堆肥の有効利用の普及促進	
(2)紙類、容器包装類等の資源化の推進<家庭系ごみ>	
1) 集団回収への補助	
2) プラスチック製容器包装の分別促進	
3) 雑紙の分別の推進	
4) リサイクル活動団体への支援	
(3)生ごみの資源化の推進<事業系ごみ>	
1) 公共施設の生ごみ処理機等の活用	
2) 事業所の生ごみの資源化の推進	
(4)循環資源の高度利用	
1) 使用済み小型家電の資源化の推進	
2) 剪定枝の資源化の促進	
(5)再生品の利用促進	
1) 公共施設での再生品利用及びグリーン購入の促進	
2) 住民、事業者に対する再生品利用のPR	
(6)事業者への指導強化	
1) 資源物の分別の指導	
<b>●ごみの適正処理体制の確保</b>	

	(1) 収集運搬
	1) ごみ出し、収集に対する体制の検討
	(2) 中間処理
	1) 広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備
	2) 新可燃ごみ処理施設での焼却残渣の資源化
	(3) 最終処分
	1) 最終処分量の低減
	2) 最終処分場の安定的確保
	(4) ごみ散乱防止計画
	1) ごみ散乱への対策
	2) 不法投棄防止活動の実施
	3) 住民・事業者の清掃活動に対する支援(アダプトプログラム)

### 3.2 持続可能な社会に向けた意識改革

#### (1) さまざまなメディア・イベントをとおしての啓発、情報発信

##### 1) 広報紙、ホームページ、SNS等による啓発、情報発信

循環型社会形成の考え方を住民・事業者に浸透させるために、広報紙、ホームページ、SNS等を利用して、啓発及び情報発信を行っていきます。

##### 2) 施設見学会等の開催

施設見学会等を開催することによって、住民・事業者の意識改革を図ります。

##### 3) ごみ減量説明会(出前講座)の開催

家庭系ごみの分別や生ごみの水切りを推進するために、ごみ減量説明会を開催します。

##### 4) 事業所向け手引書の作成

事業所向けのごみに関する手引書を作成し、排出するごみの種類に応じてごみ減量やリサイクルを意識できるよう、情報の提供に努めます。

#### (2) 環境教育、環境学習の推進

##### 1) 廃品再利用コンテストの開催

廃品再利用コンテストの作品募集及び作品展を行い、ごみ減量やリサイクルへの関心が高まるように促します。

##### 2) 小学生向け副読本の作成

小学校 4 年生を対象としたごみの減量、リサイクルに関する副読本を作成し、環境学習に役立てます。

#### (3) ごみ処理費用負担の適正化

##### 1) 事業系ごみ及び家庭系ごみの処理費用負担の適正化

事業系ごみ及び家庭系ごみについて、江南丹羽環境管理組合、尾張北部環境組合及び組合構成他市町と連携し、適正な処理手数料を検討していきます。

#### (4) ごみ減量化・資源化の啓発・情報発信基地の充実

##### 1) 収集・啓発・情報発信拠点の整備

収集・啓発・情報発信拠点の役割を兼ねた資源ごみの収集拠点の整備を研究します。

### 3.3 ごみの発生抑制の推進

#### (1) 住民の商品購入における取り組みの推進<家庭系ごみ>

##### 1) ごみの少ない行動

繰り返し使用できる買い物用マイバッグ持参とともに、簡易包装の商品を購入する等、ごみの発生抑制を推進します。

#### (2) 家庭生活における取り組みの推進<家庭系ごみ>

##### 1) 不用品交換情報等の広報掲載

不用品交換情報等を広報に掲載することによって、再利用の推進を図ります。

##### 2) エコクッキングの推進

ごみをあまり出さない調理方法を扶桑町のホームページ等で紹介し、エコクッキングの推進を図ります。

##### 3) フリーマーケットINふそう会への支援

フリーマーケット IN ふそう会の活動に対して支援を行い、不用品の再利用の推進を図ります。

#### (3) 事業所に対するごみ減量の指導強化<事業系ごみ>

##### 1) 多量排出事業者に対するごみ減量化計画作成・提出の指導

多量排出事業者に対して、ごみ減量化計画の作成・提出について指導し、計画的な廃棄物管理の推進を図ります。

### 3.4 ごみの資源化の推進

#### (1) 生ごみの資源化の推進<家庭系ごみ>

##### 1) 生ごみ処理機等設置への補助

生ごみ処理機器(生ごみ処理機、コンポスト、密封発酵容器)を設置する家庭に対して、補助金を交付します。また、この補助金制度及びメリット等について、広報等で情報提供します。

##### 2) 家庭でできた堆肥の有効利用の普及促進

各家庭でできた堆肥の有効利用を促進します。

#### (2) 紙類、容器包装類等の資源化の推進<家庭系ごみ>

##### 1) 集団回収への補助

古紙類、布類について集団回収を実施する団体に対して、助成金を交付します。

##### 2) プラスチック製容器包装の分別促進

プラスチック製容器包装の分別率を高めるために収集対象の周知を図ります。

##### 3) 雑紙の分別収集の推進

分別が不十分な雑紙について、分別率を高めるために収集対象の周知を図るとともに、収集方法の拡充を検討します。

#### 4) リサイクル活動団体への支援

紙類のリサイクル活動団体に対する協力及び支援を行い、さらなるリサイクルの推進を図ります。

#### (3) 生ごみの資源化の推進<事業系ごみ>

##### 1) 公共施設の生ごみ処理機等の活用

公共施設に設置した生ごみ処理機を活用し、生ごみの資源化を推進するとともに事業所への啓発を行います。

##### 2) 事業所の生ごみの資源化の推進

事業所から排出される生ごみについて、民間の再生資源業者等を活用した資源化を推進します。

#### (4) 循環資源の高度利用

##### 1) 使用済み小型家電の資源化の推進

使用済み小型家電の資源化を推進します。

##### 2) 剪定枝の資源化の促進

剪定枝の資源化について普及促進します。

#### (5) 再生品の利用促進

##### 1) 公共施設での再生品利用及びグリーン購入の促進

公共施設において率先して再生品の利用及びグリーン購入を促進し、再生品の普及及び環境負荷の低減と住民・事業所への啓発を同時に行います。

##### 2) 住民、事業者に対する再生品利用のPR

資源循環の円滑な推進のためには再生品の利用の推進が必要であることを、住民・事業者にPRしていきます。

#### (6) 事業者への指導強化

##### 1) 資源物の分別の指導

直接搬入者や許可業者に対して、資源として再生利用できるもの(古紙、布類、金属、びん、ペットボトル・発泡スチロール等)については、分別して資源化することを指導するとともに、再生資源業者の情報を提供することでリサイクルを推進していきます。

### 3.5 ごみの適正処理体制の確保

#### (1) 収集運搬

##### 1) ごみ出し、収集に関する体制の検討

今後の超高齢化社会を見据え、ごみ出しや収集に関する体制について検討します。

#### (2) 中間処理

##### 1) 広域処理を見据えた新ごみ処理施設の整備

犬山市、江南市及び大口町とともに、

広域処理を見据え、最終処分量の削減、徹底した環境保全、高効率なエネルギー利用、高い経済効率を目指した新ごみ処理施設の供用開始に向けて、所定の事務手続きを適正に進めます。

##### 2) 新可燃ごみ処理施設での焼却残渣の資源化

新可燃ごみ処理施設での焼却残渣を資源化します。

#### (3) 最終処分

##### 1) 最終処分量の低減

今後も発生抑制、再使用、再利用を推進することでさらなるごみの減量化・資源化を図り、最終処分量の低減を図ります。

##### 2) 最終処分場の安定的確保

広域的な処分体制の整備や民間への処分委託といった方法も含め、最終処分場の安定的な確保を図ります。

#### (4) ごみ散乱防止計画

##### 1) ごみ散乱への対策

散乱ごみ防止に向けて、住民・事業者に対し、行動指針の広報を行います。

##### 2) 不法投棄防止活動の実施

不法投棄防止のため、監視活動や啓発活動を実施します。

##### 3) 住民・事業者の清掃活動に対する支援(アダプトプログラム)

住民・事業者の積極的な清掃活動に対して、清掃用具の貸与などの支援を行います。

## 4. ごみの処理体制

### 4.1 収集運搬計画

収集運搬については、ごみの区分や処理主体、収集方法、収集回数等について、基本的に現状の収集体制を継続していくものとします。なお、法令等の改正、社会情勢の変化、リサイクル技術の進歩等により、収集・運搬の方法を変更することがあります。

#### (1) 収集運搬区域

町内全域とします。

#### (2) 分別区分及び処理方法

表 4.1 分別区分及び処理方法等

区分		収集主体	収集方法	収集回数	運搬先	
家庭系 ごみ	可燃ごみ	町(委託)	ルート収集	週 2 回	江南丹羽 環境管理組合 (※尾張北部環境組合)	
	資源 ごみ		空き缶	地区集積所	月 1 回	再資源化事業者
			空きびん			
			紙類			
			牛乳パック、 紙容器			
			廃食用油	拠点回収	2 か月毎の 指定日	
			古着	地区集積所	月 1 回	
			刃物類			
			鉄類			
			PET ボトル			
			白色トレイ・ 発泡スチロール			
			テープ類	地区集積所	月 2 回	
			プラスチック製 容器包装			
			廃プラスチック			
	小型ごみ		町	拠点回収	開庁日 (午前中)	可燃)江南丹羽環境管理組合 (※尾張北部環境組合) 不燃)再資源化事業者
剪定枝	再資源化事業者					
使用済小型家電	拠点回収(役場等)	開庁日				
埋立ごみ	町(委託)	地区集積所	月 1 回	処理業者		
有害ごみ				再資源化事業者		
粗大ごみ				戸別(申込制)	月 2 回	可燃)江南丹羽環境管理組合 (※尾張北部環境組合) 不燃)再資源化事業者
在宅医療廃棄物				拠点回収(役場)	月 2 回	処理業者
事業系	可燃ごみ	排出者	個別	随時	江南丹羽	



ごみ		許可業者			環境管理組合 (※尾張北部環境組合)
集団 回収		資源回収団体	拠点回収		再資源化事業者

※江南丹羽環境管理組合は、令和10年度以降は尾張北部環境組合（新ごみ処理施設）に変更予定です。

## 4.2 中間処理計画

中間処理の目的は、ごみの焼却・圧縮・破砕などの処理を行うことで、収集したごみの減容、減量を行うことです。中間処理の過程で安定化、無害化及び輸送コストの低減等を実現することができます。

可燃ごみ、資源ごみのうちプラスチック類、埋立ごみ及び粗大ごみの中間処理については、江南丹羽環境管理組合において焼却及び破砕処理が適切に行われていることから、これを継続し、今後も適正に中間処理を行うこととします。また、令和10年度以降は尾張北部環境組合（新ごみ処理施設）において適正に焼却及び破砕処理等の中間処理を行っていきます。

資源ごみについては、民間の資源化業者を利用した従来の方法で中間処理及び資源化を行います。

## 4.3 最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化、安定化させ、自然へ還元することです。

埋立ごみの減量を推進するとともに、最終処分場の安定稼働の確保を図ります。

## 5. 計画の推進

### 5.1 住民・事業者・行政の役割分担

基本理念である「持続可能な社会の実現」を達成するためには、行政の努力はもちろんのこと、住民・事業者の三者が一丸となって連携して取り組んでいく必要があります。そのために、三者がそれぞれの役割を果たし、本計画を推進していくこととし、進捗状況等を適宜点検することにより、必要に応じた改善策を検討します。

#### (1) 住民の役割

～持続可能な社会に向けた意識改革のために～

自分とごみ・環境問題とのつながりを理解し、ごみの排出者は自分自身であるという意識と責任を持つとともに、従来の消費－廃棄型のライフスタイルについては見直しを図ります。また、環境学習会や地域活動等に積極的に参加し、意識改革に努めます。

～ごみの発生抑制の推進のために～

一人ひとりが日常生活において、すぐにごみになるようなものは買わない、繰り返し使えるものを使用する等、極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がけます。

～ごみの資源化の推進のために～

一人ひとりが日常生活において、製品購入の際は再生品やリサイクルしやすいものを積極的に選択する、地区の集団回収活動や各種リサイクル活動に積極的に参加する等、リサイクルを意識して行動します。

～ごみの適正処理体制の確保のために～

一人ひとりが日常生活において、町のごみ出しルールに従うとともに、今後必要となる処理施設の整備や、再利用のための新たな分別収集システムの導入について理解・協力をします。

#### (2) 事業者の役割

～持続可能な社会に向けた意識改革のために～

大小すべての事業者が排出者であるという意識と責任を持つとともに、企業の社会的責任として、利益追求のみではなく、環境に配慮した企業経営を行います。また、他の業界・事業者に対してもそのような輪を広げていくとともに、住民に対しては、商品やサービスの提供等を通して、環境配慮型のライフスタイルの提供に努めます。

～ごみの発生抑制の推進のために～

事業活動において、ごみの発生抑制に努め、ごみを出にくい商品、長く使える商品づくりに配慮します。また、簡易包装を心がけ、消費者に対しても呼びかけを行います。

～ごみの資源化の推進のために～

事業活動において、再生品やリサイクルしやすい商品の提供に努めるとともに、自らも再生品を多く利用します。また、リサイクルルートや技術の確立を行い、リサイクル事業者は、住民・他の事業者・行政と協力して資源回収量の拡大を図ります。

～ごみの適正処理体制の確保のために～

事業所から発生するすべてのごみについて、「排出者責任の原則」により、事業者自らが責任を持って適正に処理を行います。

### (3) 行政の役割

～持続可能な社会に向けた意識改革のために～

自らが率先して意識改革を行い、住民や事業者の模範となるような行動に努めます。また、住民・事業者に対して、施設見学会等を開催し、参加を促すとともに、情報提供を積極的に行います。

～ごみの発生抑制の推進のために～

自らが率先して極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がけるとともに、ごみの減量化に有効な施策を策定・実施し、住民・事業者に対して協力を呼びかけます。

～ごみの資源化の推進のために～

自らが率先してリサイクル活動に取り組むとともに、ごみの資源化に有効な施策を策定・実施し、住民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、住民・事業者が自ら行うリサイクル活動等の支援を積極的に行います。

～ごみの適正処理体制の確保のために～

ごみの適正な処理体制の維持・整備に努めるとともに、住民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、再利用・環境保全に配慮した処理システムを長期的・安定的に確保していきます。

## 5.2 計画の推進に向けた組織体制

### (1) 住民・事業者・行政の組織体制の活用

#### 1) 環境審議会

住民、事業者、学識経験者からなる環境審議会により、町は処理・資源化にかかる情報などを提供し、各主体がそれぞれの立場で意見交換を行い、適正なごみ処理に向けての共通認識を形成、普及していきます。

#### 2) 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、環境問題やごみの減量化に向けた各種活動を行います。

### (2) 庁内組織体制の確立

廃棄物の減量及び適正処理を長期的かつ総合的に進めるとともに、各部の相互連携により横断的な事業の展開を図っていきます。

### (3) 広域処理体制の強化

現在、可燃ごみ、プラスチック類、粗大ごみ等は江南市・大口町・扶桑町で構成する江南丹羽環境管理組合において処理を行っています。また、犬山市を加えた尾張北部環境組合においても適正に処理を行っていくため、関係市町で計画内容の食い違いが生じないように相互調整を行い、さらなる広域的な処理体制についての検討も行っていきます。

## 6. SDGs について

### 6.1 SDGs とごみ処理基本計画との関連について

SDGs は 2015 年 9 月に国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置づけている世界的な開発目標となっています。2030 年とされている SDGs の目標期間も本計画の実行期間中となります。特に SDGs を受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等が含まれており、扶桑町としても国際的な動きや国の考え方を注目しながら、貢献できるように努めます。

#### (1) SDGs とごみ処理基本計画における住民・事業者の取組

本計画において、住民と事業者に求められている SDGs への取組は、SDGs の 17 の目標のうち、目標 12（持続可能な生産と消費）「持続可能な生産消費形態を確保する」であり、SDGs を受けて日本が具体的に推進するとした取組（8 分野）の中にある循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進となります。

この役割は本計画の「5. 計画の推進」にある「(1)住民の役割」「(2)事業者の役割」が示している内容が該当します。

#### (2) SDGs とごみ処理基本計画における行政の取組

##### 1) 既に取り組んでいる項目

- 資源ごみの分別収集を実施
- 公共施設の生ごみの資源化を推進
- ごみ減量説明会（出前講座）を開催

##### 2) これから取り組むべき項目

- 「食品ロス」削減に向けた具体的施策
- 事業系生ごみの資源化の推進
- 廃プラスチックの対策
- 新たな分別収集品目及び方法の検討

## IV 食品ロス削減推進計画

### 1. 計画の策定

#### 1.1 計画策定の背景と目的

本来食べられる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の「食品ロス」が発生しています。この食品ロスの問題は、2015年の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030年アジェンダにおいても重要な課題と位置付けられています。

我が国においても、食品ロスの年間発生量は約522万トンと推計され、そのうち約247万トンが家庭から、約275万トンが食品製造業や外食産業などの食品関連事業者から発生しています（2020年度推計 農林水産省・環境省）。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらにはCO<sub>2</sub>排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

このような状況のもと、2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）では、市町村は「市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画」（以下「市町村食品ロス削減推進計画」という。）の策定に努めることとされました。法に基づく国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020年3月閣議決定。以下「基本方針」という。）では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であると謳われています。

今回策定する「扶桑町食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、扶桑町における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、町民、事業者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

#### 1.2 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する市町村食品ロス削減推進計画と位置付けます。

関連法令、国の基本的方針及び2022年2月に策定された「愛知県食品ロス削減推進計画」（計画期間：2022～2026年度）を踏まえつつ、「第5次扶桑町総合計画 後期基本計画」、「第2次扶桑町環境基本計画」、「扶桑町一般廃棄物処理実施計画」その他関連計画との整合性を図り策定します。

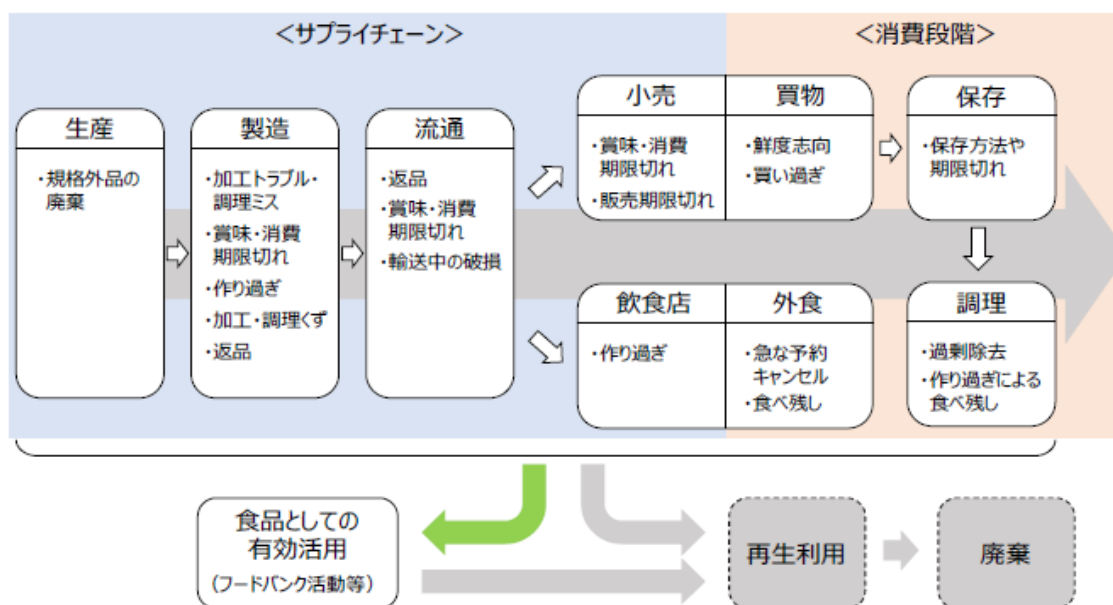
### 1.3 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。なお、社会情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、国の法令や施策、社会経済状況等の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 2. 食品ロス発生の実況

### 2.1 食品ロスの発生要因

食品ロスは、食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しており、主な発生要因は、生産段階、製造段階における規格外品や見込み生産、流通段階では、「3分の1ルール※1」を始めとする商習慣等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等です。



資料：令和2年版 消費者白書（消費者庁）より作成

出典：愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）

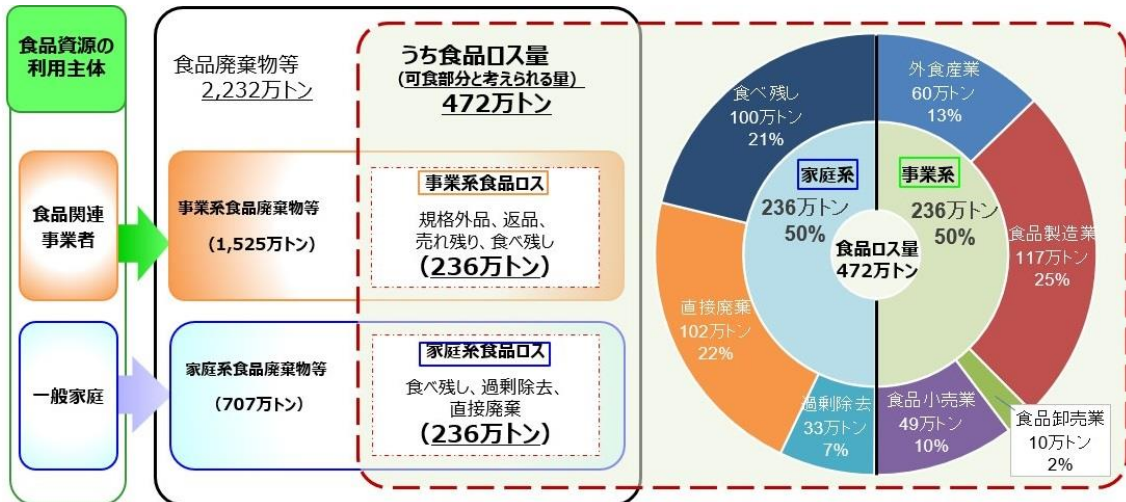
図 2.1 食品ロスの主な発生要因（フロー図）

※1 食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売事業者に納品するという、食品流通業界における商慣習の一つ。期限内に納品できなかった商品は、ほかに販売できる先がない場合にはそのまま廃棄されることから、食品ロス発生の要因となっている。

## 2.2 食品ロスの発生量

### (1) 全国及び愛知県の発生量

令和4年度（2022年度）の食品ロス発生量は、我が国全体で家庭系食品ロス量が236万トン、事業系食品ロス量が236万トン、全体で472万トンと推計されています。

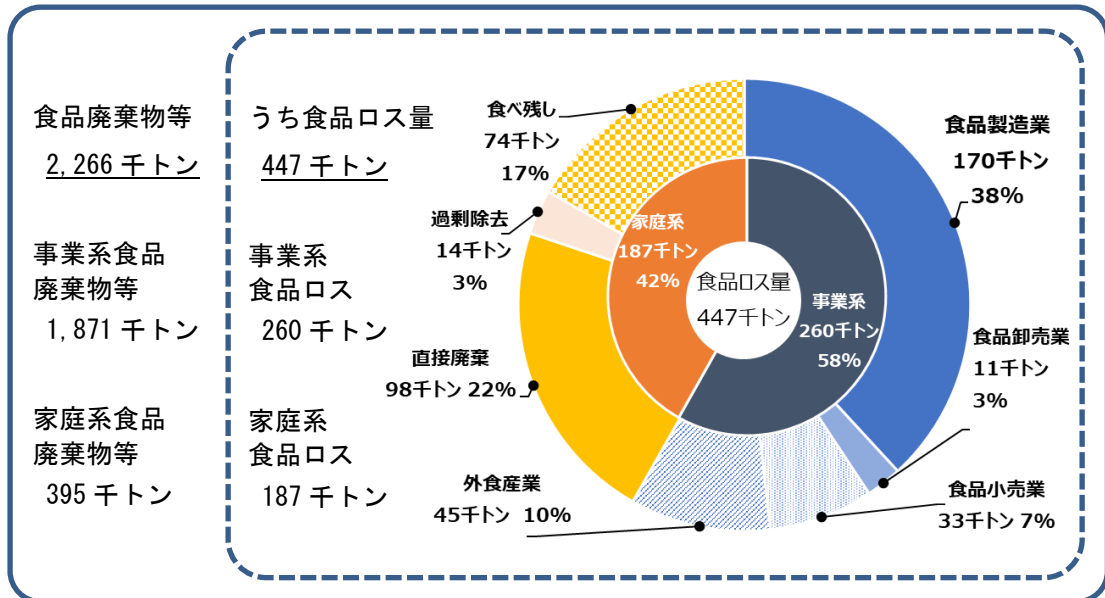


出典：政府広報オンライン 資料：農林水産省及び環境省「令和4年度推計」

図 2.2 全国の食品ロスの発生状況（令和4年度）



県内の食品ロス発生量について、愛知県のデータを基に扶桑町が行った令和4年度（2022年度）の推計では、家庭系食品ロス量が187千トン、事業系食品ロス量が260千トン、全体で468千トンと推計されています。



出典：扶桑町（愛知県推計手法を基に計算）

図 2.3 県内の食品ロス発生状況（令和4年度）

## (2) 扶桑町の発生量（推計）

愛知県のデータを利用し、扶桑町が行った令和 4 年度の推計によると、扶桑町の家  
庭系の食品廃棄物の発生量は 2,151 トン、食品ロスの発生量は 1,617 トンとなってい  
ます。また、事業系の食品廃棄物の発生量は 1,733 トン、食品ロスの発生量が 652 ト  
ンとなっています。

扶桑町の 1 人 1 日当たりの食品ロス量は家庭形が 76 g/人・日、事業系が 51 g/人・日  
となっており、愛知県全体の平均値に比べると、家庭形の食品ロス量が上回っていま  
す。

表 2.1 扶桑町における食品ロス発生量の推計（令和 4 年度）

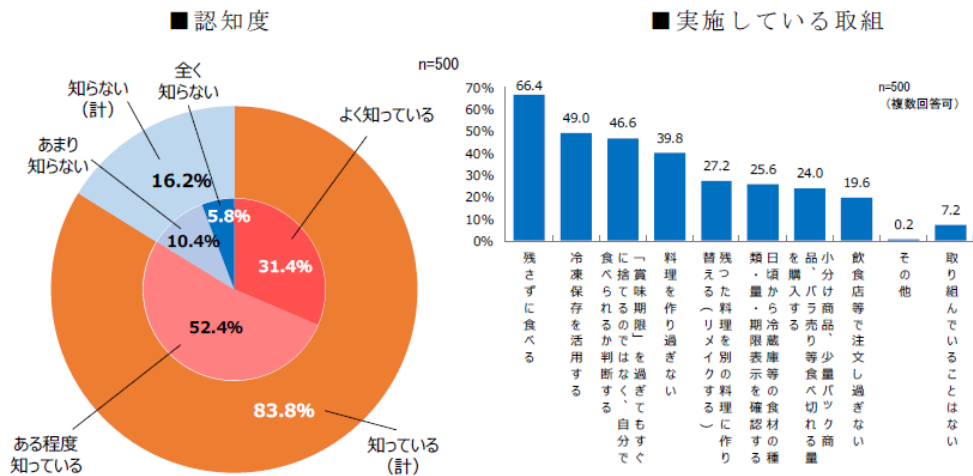
	扶桑町	愛知県
食品廃棄物合計（t）	3,884	2,265,961
家庭系	2,151	394,953
事業系	1,733	1,871,008
食品ロス量合計（t）	1,617	446,654
家庭系	965	186,612
事業系	652	260,042
1 人 1 日当たりの食品ロス量 （g/人・日）	127	163
家庭系	76	68
事業系	51	95
人口（人）	35,026	7,512,703

出典：扶桑町（愛知県推計手法を基に計算）

## (3) 意識調査

愛知県が令和 2 年度（2020 年度）に実施した県民アンケート調査では、食品ロスにつ  
いての認知度（「よく知っている」及び「ある程度知っている」の割合）は 83.8%、食  
品ロスを減らすための何らかの取組を行っている人の割合は 92.8%となっています（図  
4）。

これらの結果から食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる人の割合を集計した  
ところ 82.6%となり、全国の 76.6%（令和 2 年度、消費者庁調べ）と比べ高い状況と  
なっています。



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

図 2.4 愛知県の食品ロスに対する認知度及び削減取組状況

扶桑町では、令和 5 年度に扶桑町環境基本計画の改訂作業にあたり、環境に関するアンケート調査を行いました。ここでは、環境に関するさまざまな取り組みのうち、参加してみたい取り組みとして、食品ロスの削減が 41.8%と最も多い結果となっています。

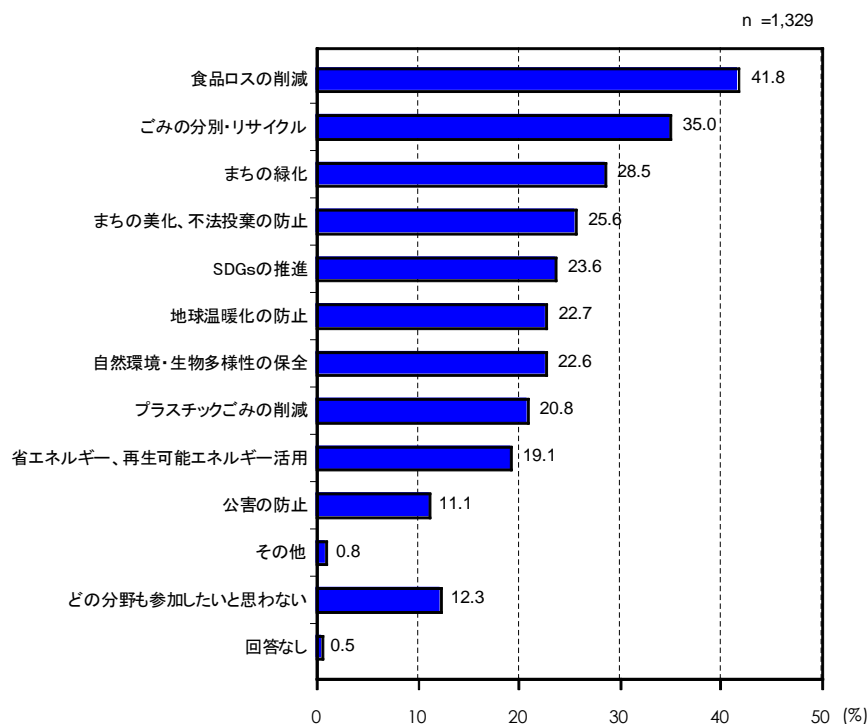


図 2.5 扶桑町の環境に関するアンケート調査結果抜粋（令和 5 年度）

### 3. 達成すべき目標策定

#### 3.1 食品ロス発生量の削減

国の目標では、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（2018年6月閣議決定）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（2019年7月公表）において、共に平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに食品ロス量を半減させるとしています。

表 3.1 <参考> 全国の食品ロス発生量の推移と削減目標

	基準 2000年度 (平成12年度)	策定時現状 2019年度 (令和元年度)	現状 2022年度 (令和4年度)	…	目標 2030年度 (令和12年度)
食品ロス 発生量	980万t	570万t	522万t	…	489万t
家庭系	433万t	261万t	247万t	…	178万t
事業系	547万t	309万t	275万t	…	235万t

愛知県食品ロス削減推進計画では、国の削減目標を踏まえ、同様に平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに食品ロス量を半減させることを将来目標とし、計画期間の最終年度令和12年度（2026年度）の目標値を設定しました。

これは2019年度まで全国と同水準で食品ロス発生量が減少してきたとして平成12年度（2000年度）の食品ロス量を算出し、令和12年度（2030年度）までに半減させるとして将来目標値を設定したものです。

表 3.2 <参考> 愛知県食品ロス削減推進計画における削減目標

	参考値 2000年度 (平成12年度)	策定時現状 2019年度 (令和元年度)	現状 2022年度 (令和4年度)	目標 2026年度 (令和8年度)	将来目標 2030年度 (令和12年度)
食品ロス 発生量	825千t	480千t	447千t	433千t	413千t
家庭系	356千t	215千t	187千t	189千t	178千t
事業系	469千t	265千t	260千t	244千t	235千t

この計画では、扶桑町の令和4年度（2022年度）の食品ロス量発生量を基に、国や県の計画目標年度となる令和12年度（2030年度）の食品ロス量の目標量を、家庭系食品ロス量919トン、事業系食品ロス量589トン、合計1,508トンと設定し、取組を推進し

ます。

目標の設定にあたっては、令和 4 年度（2022 年度）まで愛知県と同水準で扶桑町の食品ロス発生量が減少してきたとして、愛知県の現状（令和 4 年度）から令和 12 年度（2030 年度）に将来目標値を達成するために必要な削減割合を算出し、令和 4 年度（2022 年度）の扶桑町食品ロス量に乗じて令和 12 年度（2030 年度）の将来目標を設定しました。

表 3.3 扶桑町食品ロス削減推進計画における削減目標

		現状 2022 年度 (令和 4 年度)	目標 2030 年度 (令和 12 年度)	削減率
扶桑町	食品ロス 発生量	1,617 t	1,508 t	-
	家庭系	965 t	919 t	4.8%
	事業系	652 t	589 t	9.6%
参考 愛知県目標	家庭系	187 千 t	178 千 t	4.8%
	事業系	260 千 t	235 千 t	9.6%

### 3.2 町民意識の醸成

国では、全国の食品ロス問題を認知し削減に取り組む人の割合を 2030 年度までに 80%とすることとしています。また、愛知県食品ロス削減推進計画では、2020 年度の県民アンケート調査の結果から、国を上回る目標として、2026 年度には 85%を目指すこととしております。

町民の環境に対するさまざまな取り組みのうち、食品ロスに対する取り組みへの参加意欲が高いことから、食品ロス削減に対する広報周知を行い、町民意識の醸成に繋げていきます。

## 4. 施策の展開

食品ロスの削減に当たっては、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの「役割と行動」を理解し、連携して取組を進めることが重要です。

消費者、事業者を問わず、食べ物を無駄にしないという意識の定着を図り、食品ロスの発生抑制と、食品としての有効活用の取組を進めた上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化など）を促進する必要がある、このような視点から施策を展開します。

### ○環境学習、普及啓発等

- ・小学生を対象とした環境学習講座
- ・エコクッキング教室の開催
- ・てまえどりの啓発

### ○情報の収集や提供など食品関連事業者の取組に対する支援

- ・飲食店への 3010 運動の啓発

### ○実態把握調査や町民意識調査

### ○未利用食品等を提供するための活動の支援

- ・地域や活動団体と連携したフードドライブ事業

### ○食品廃棄物の再生利用等の促進

- ・町民へのコンポスト普及
- ・消費者向け啓発資材の提供・貸出
- ・事業者への食品廃棄物の再生利用（飼料化、肥料化、その他）の働きかけ

## 5. 計画の推進

### 5.1 各主体の役割

食品ロスは消費者及び事業者の双方から発生しています。町民（消費者）、事業者、団体等、町が自らの役割を理解し、連携して食品ロスの削減に取り組みます。

#### ○町民（消費者）

- ・今までの生活様式を見直すことで、食品ロスの発生抑制に努めます。
- ・食品ロスの削減に取り組む事業者に積極的に協力します。

#### ○事業者

- ・食品関連事業者として、事業活動を通じた食品ロスの発生抑制に努めます。
- ・発生する食品廃棄物は、飼料化、肥料化など再生利用に努めます。
- ・食品ロスの削減に資する取組を積極的に行い、消費者である町民に対して情報提供や啓発に努めます。
- ・国、県及び町が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。

#### ○団体等

- ・自らの知見やネットワーク等を活用し、町や事業者等と連携しながら、食品ロスの削減に関する取組や普及啓発に努めます。

#### ○町

- ・普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施します。
- ・町民、事業者、民間団体等の取組を積極的に支援します。
- ・自ら率先して食品ロスの発生抑制や食品廃棄物の再生利用の促進に努めます。

### 5.2 推進体制

食品ロスの削減を着実に進めていくため、町民、地域、事業者、団体との協働の取組を推進します。

町が主体となって実施する取組については、教育、生涯学習、福祉など関連部局との情報共有を行い、連携を図ります。